

「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」（案）の概要<改定の主なポイント>

1 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

※太字+下線部分は主な改定予定箇所

【趣旨】

- 国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成27年9月に琵琶湖の保全及び再生に関する法律が公布、施行され、これを受け、平成28年4月に国において琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針が定められた。この基本方針を勘案して、滋賀県は本計画を策定し、琵琶湖保全再生施策を実施。
- これまでの取組の結果、琵琶湖の水質については改善傾向が見られるものの、生態系については在来魚類の減少や水草の大量繁茂、外来動植物の侵入・定着など依然として取り組むべき課題が残されている。
- また、本計画策定後、**プラスチックごみ問題の顕在化や、気候変動の影響として懸念されている琵琶湖北湖の全層循環の未完了とそれに伴う北湖深水層の負酸素状態の長期化や、琵琶湖南湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大增殖等、琵琶湖だけでなく琵琶湖下流域にも影響を与えかねない課題も発生。**
- こうした状況の中、**計画期間が令和2年度で終了することから、琵琶湖の状況や施策の実施状況、その他の変化等を踏まえ、滋賀県および県内市町が多様な主体の参加と協力を得て琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進するため、本計画を改定。**

【目指すべき姿】

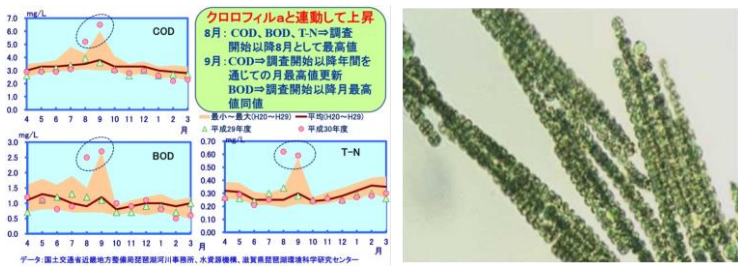
○多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指す。

3 琵琶湖の保全および再生のための事項

（1）水質の汚濁の防止および改善に関する事項 **新たな課題への対応の位置付け**

- 琵琶湖南湖では、平成30年夏季に猛暑・少雨により藍藻類が増殖し、運動する水質の8月測定値が過去最高となるなど、気候変動による気象条件の変化が水質悪化を引き起こすことが懸念されている。
- このため、良好な水質と豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向け、**気候変動の影響も視野に入れつつ、水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法を検討。**

平成30年度南湖主要水質項目の経月変動（表層平均値）



（2）水源のかん養に関する事項 **関連する法律の改正状況を反映**

- 水源かん養保安林等の適正な配備を進めつつ、災害に強い森林づくりのための治山事業や森林整備事業等を推進するとともに、森林施業の集約化や早急な災害復旧事業等を行う観点から、**森林の経営管理の集積・集約化と合わせて林地境界明確化を推進するなど森林の保全および管理を推進。**

（3）生態系の保全および再生に関する事項 **新たな課題への対応の位置付け/現行の課題が一定解消し、次のステップに進むもの/状況の変化を反映**

- 外来魚のオオクチバスやブルーギルの生息量は、**これまでの対策により減少してきたが、琵琶湖における生態系の保全や漁業への被害防止に向けた更なる対策の推進のため、多様な手法を組み合わせた効果的かつ徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施。**
- オオバナミスキンプイやナガエツリノゲイトウなどの侵略的な外来植物について、**各種対策により、南湖では生育面積が減少しているが、北湖での生育面積の拡大、琵琶湖下流域や農地での新たな生育の確認、石組み護岸およびヨシ帯など機械駆除困難区域への対応が課題となっていることから、効果的で効率的な防除手法の確立に向けた取組を一層進めるとともに、取り残しのない駆除を実施。**
- ヨシ群落は、**造成等により面積は回復しつつあるが、群落内のヤナギの巨木化によるヨシの生育不良などが見られることから、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等に基づき、地域の特性に合わせて保全するとともに、造成・再生・維持管理を推進。**
- チャネルキャットフィッシュについては、**捕獲数が急激に増加していることから、琵琶湖における生態系や漁業への被害が顕在化する前に、徹底的な防除を実施。**
- 琵琶湖におけるプラスチックごみやマイクロプラスチックの増加を防止するため、**プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施。**



（5）農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項 **新たな課題への対応の位置付け/関連する計画の改正状況等を反映**

- アユの成長不良やセタジミの肥満度低下が見られることなど、漁場生産力の低下をうかがわせる事象が頻発していることから、漁場生産力向上に関する技術を開発。**
- 農業や化学肥料の使用量を減らすとともに農業濁水の流出防止や地球温暖化防止、生物多様性保全等の取組を行う「環境こだわり農業」や、**その象徴的な取組となるオーガニック農業を推進。**
- 農地や農業用排水施設、干拓施設の保全の推進、農業排水の循環利用の推進、**農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携などによる利用の促進など琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進。**
- 環境こだわり農業や農業排水の循環利用、魚のゆりかご水田や琵琶湖漁業など琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業について、「**日本農業遺産**」の認定を農産物の付加価値向上や観光振興に活用しつつ、「**世界農業遺産**」の認定に向けた取組を推進。
- 林業経営の低迷等により適切な森林の整備が行われず、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、**林業就業者の確保・育成を推進するとともに、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進。**
- 環境に配慮しながら楽しむことにより琵琶湖についての学びを深めるため、**セーリング、カヌー等の湖上スポーツやソーシャルサイクルートに指定されたピワイチなど琵琶湖と親しむスポーツを推進する。あわせて、日本遺産として認定された「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」や「京都と大津を繋ぐ 希望の水路 琵琶湖疏水～舟に乗り、歩いて触れる明治のひととき」の取組を進めるなど、琵琶湖の特性を活かす、観光客等のニーズにあった観光を推進。**

4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

新たな課題への対応の位置付け

- 琵琶湖北湖の全層循環の未完了とそれに伴う北湖深水層の負酸素状態の長期化や、琵琶湖南湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大增殖等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、**モニタリングを効果的に実施し、その結果を公表するとともに、気候変動適応策につながる科学的知見の収集を実施。**
- 海洋で生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックは、琵琶湖でも検出されており、現時点では琵琶湖において懸念される影響は見られないものの、発生メカニズム等の実態や長期的な視点での生態系への影響など、科学的知見は未だ十分ではない状況であることから、**マイクロプラスチックに関する科学的な知見の収集等を実施するとともに、マイクロプラスチックに関するわかりやすい情報発信を実施。**

5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項

現行の課題が一定程度解消し、次のステップに進むもの

- （1）住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項 ○多様な主体による琵琶湖の保全および再生に向けた主体的な取組を後押しし、目標に向かい協働することで適切な環境への関わりを創出するため、**マザーレイクゴールズの推進体制を構築。**

6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他教育の充実に関する事項

- （3）広報・啓発の実施 ○国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性や、**琵琶湖の保全および再生に関する事例**について、県民をはじめ国内外への幅広い広報・啓発を実施。

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

状況の変化を反映

- （5）新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項 ○**観光や体験学習などウィズコロナ、ポストコロナを見据えた琵琶湖保全再生施策の実施に当たっては、琵琶湖をはじめとする豊かな自然を有する滋賀県の強みを活かす、必要に応じ、密閉・密集・密接の防止や衛生対策を実施するなど、「新しい生活様式」に対応するものとする。**

「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」（案）の全体概要

※太字+下線部分は主な改定予定箇所

1 計画期間 令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1)趣旨	(2)目指すべき姿
<ul style="list-style-type: none"> ●国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、滋賀県および滋賀県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進 ●「琵琶湖と人との共生」を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖の保全再生を推進 	<p>多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。</p>

3 琵琶湖の保全および再生のための事項	(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項	(2)水源のかん養に関する事項	(3)生態系の保全および再生に関する事項	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
	<ul style="list-style-type: none"> ①湖辺の自然環境の保全および再生 ②外来動植物による被害防止 ③カワウによる被害防止等 ④水草の除去等 ⑤生物多様性の保全の推進 ⑥陸水域における生物生息環境の連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な汚水処理システムの構築 面源負荷対策 > 流入河川 底質改善対策 その他の対策（気候変動の影響も視野に入れた水質管理手法の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> 水源林の適正な保全および管理（森林経営管理法の反映） 森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進 森林生態系の保全に向けた対策の推進 農地対策 > その他の対策 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシ群落の保全および再生（ヤナギの巨木化を位置付け） 内湖等の保全および再生 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生
	<ul style="list-style-type: none"> 外来動植物全般の対策 外来動物対策（オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ対策） 外来植物対策（北湖での生育面積への拡大等への対応） 	<ul style="list-style-type: none"> カワウの防除対策 	<ul style="list-style-type: none"> 水草の除去等 湖岸漂着ごみ等の処理（プラスチックごみの発生抑制等） 湖底の耕うん、砂地の造成等 	<h2>5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項</h2> <p>(1)住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の協働と交流の推進（マザーレイクゴールズ推進体制の構築） 住民、特定非営利活動法人等への活動支援 <p>(2)琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とのより一層の連携 琵琶湖保全再生推進協議会における施策の推進に関する協議、施策の実施に関する連携
	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖を中心とした景観の整備および保全 文化的景観の保存および整備 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した農業の普及（オーガニック農業の推進、農業濁水、農業系廃プラスチック対策、日本農業遺産認定の活用） 山村の再生と林業の成長産業化（林業就業者の確保・育成） 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 	<h2>6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項</h2> <p>(1)体験型の環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業体験、森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会等 特定非営利活動法人や事業者のCSR活動との連携 <p>(2)教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など学校における環境教育への支援 食育の推進による滋賀の食文化の継承 <p>(3)広報・啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外への広報・啓発（琵琶湖の保全および再生に関する事例の発信） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 漁場の再生および保全 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討、漁場生産力向上技術の開発 水産動物の種苗放流 > 資源管理型漁業の推進 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展 	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズムの推進等 琵琶湖の特性を活かした観光振興等（ビワイチのナショナルサイクルルート指定、琵琶湖疏水の日本遺産認定） 湖上交通の活性化 		

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

- (1)琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項 (2)財源の確保の検討に関する事項 (3)計画の実施状況等に関する事項 (4)資料の作成、公表に関する事項
(5)新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項